

熱海国際交流協会規約

改正 平成21年 5月21日

(名称)

第1条 この協会は熱海国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協会は、広く熱海市民の国際的な視野と感覚を高め、多くの国の人々との交流を通じて、相互の理解と友好親善を深め、もって世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画と実施
- (2) 国際交流に関する調査及び研究
- (3) 国際交流に関する広報活動
- (4) その他国際交流に関する事業

(会員)

第4条 会員は、協会の目的に賛同する個人、法人及び団体とする。

2 協会の事業について協力を得るため、個人及び各種団体等の協力会員を置くことができる。

(会費)

第5条 会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会費は年額 一口 3,000円
- (2) 団体会員は年額 一口 6,000円
- (3) 法人会費は年額 一口 10,000円

(役員)

第6条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 20名以内（会長、副会長2名を含む）
- (4) 幹事 6名以内（副会長1名を含む）

(5) 会計監事 2名

(6) 名誉会長

(7) 顧問

(役員を選任)

第7条 役員を選任方法は、次のとおりとする。

(1) 役員は、会員の互選により選出する。

(2) 理事及び会計監事は、相互に兼ねることができない。

(3) 幹事及び会計監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 理事は、協会の業務を執行する。

(4) 幹事は、理事の業務を補佐する。

(5) 会計監事は、協会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 前項の役員については、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時にこれを招集することができる。

2 総会は、次の事項について協議する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 役員の仕事に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 会費の決定に関すること。

(6) その他本協会運営上の重要事項に関すること。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、協会の運営に関する重要事項について協議する。

2 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事をもって構成し、協会に関する具体的な事項について運営する。

(事業スタッフ)

第13条 協会の事業を円滑に推進するため、事業スタッフを随時置くことができる。

2 事業スタッフは会員及び協力会員で構成する。

(事務局)

第14条 この協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員をおくことができる。

(経費)

第15条 この協会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、この協会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規約は、この協会の設立の日から施行する。

- 2 この会の成立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成5年度に開催する総会の当日までとする。
- 3 平成3年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、規約の施行の日から平成4年3月31日までとする。

附則（平成5年4月28日）

この規約は、平成5年4月28日から施行する。

附則（平成6年10月18日専決、平成7年5月24日報告）

この規約は、平成6年10月18日から施行する。

附則（平成11年5月25日）

この規約は、平成11年5月25日から施行する。

附則（平成13年5月15日）

この規約は、平成13年5月15日から施行する。

附則（平成15年5月7日）

この規約は、平成15年5月7日から施行する。

附則（平成21年5月21日）

この規約は、平成21年5月21日から施行する。